

【障害福祉サービス事業者用】

練馬区施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）

令和8年6月現在

急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、練馬区施設等運営支援臨時給付金を支給します。本案内をご一読の上、申請してください。

■ 支給対象者および給付額

令和8年1月1日現在、練馬区内に所在し、東京都知事または練馬区長の指定または登録を受けている障害福祉サービス事業所を運営する事業者で、引き続き令和8年7月1日以降も運営を継続している事業者を支給対象者とします。

ただし、令和8年1月2日以降に指定等を受けた事業所も対象となります。

請求区分		計算式
入所系 A-1	<ul style="list-style-type: none">施設入所支援共同生活援助	【食材料費】 定員1人当たり給付基準額12,000円×定員数 【その他運営費】 定員1人当たり給付基準額3,000円×定員数
入所系 A-2	<ul style="list-style-type: none">短期入所（空床利用型を除く）	【その他運営費】 定員1人当たり給付基準額3,000円×定員数
通所系 B-1	<ul style="list-style-type: none">生活介護自立訓練就労移行支援就労継続支援就労選択支援日中一時支援事業児童発達支援放課後等デイサービス	【その他運営費】 定員1人当たり給付基準額3,000円×定員数
通所系 B-2	<ul style="list-style-type: none">地域活動支援センター	【光熱費等】 (食事提供あり) 定員1人当たり給付基準額9,642円×定員数 (上記以外) 定員1人当たり給付基準額5,922円×定員数 【その他運営費】 定員1人当たり給付基準額3,000円×定員数
訪問・ 相談系 C-1	<ul style="list-style-type: none">居宅介護重度訪問介護同行援護行動援護移動支援自立生活援助居宅訪問型児童発達支援保育所等訪問支援	【その他運営費】 1事業所につき給付基準額50,000円
訪問・ 相談系 C-2	<ul style="list-style-type: none">基準該当サービス	【光熱費等】 1事業所につき給付基準額29,500円 【その他運営費】 1事業所につき給付基準額50,000円
訪問・ 相談系 C-3	<ul style="list-style-type: none">計画相談支援地域移行支援地域定着支援障害児相談支援就労定着支援	【その他運営費】 1事業所につき給付基準額50,000円

※ 支給対象期間の途中で事業所の新規開設、休止または利用定員の変更があった場合、その期間に応じて月単位で調整して支給します。

⇒給付額の計算方法については、Q&Aをご参照ください。あわせて、問い合わせ先担当まで、ご連絡をお願いします。

支給対象外サービス等

- ・指定管理や運営委託により区から受託している事業所・施設
- ・補装具費代理受領事業者
- ・日常生活用具給付事業および住宅設備改善給付事業を実施する事業者

■ 支給対象期間 令和8年1月1日から同年6月30日まで

■ 申請単位

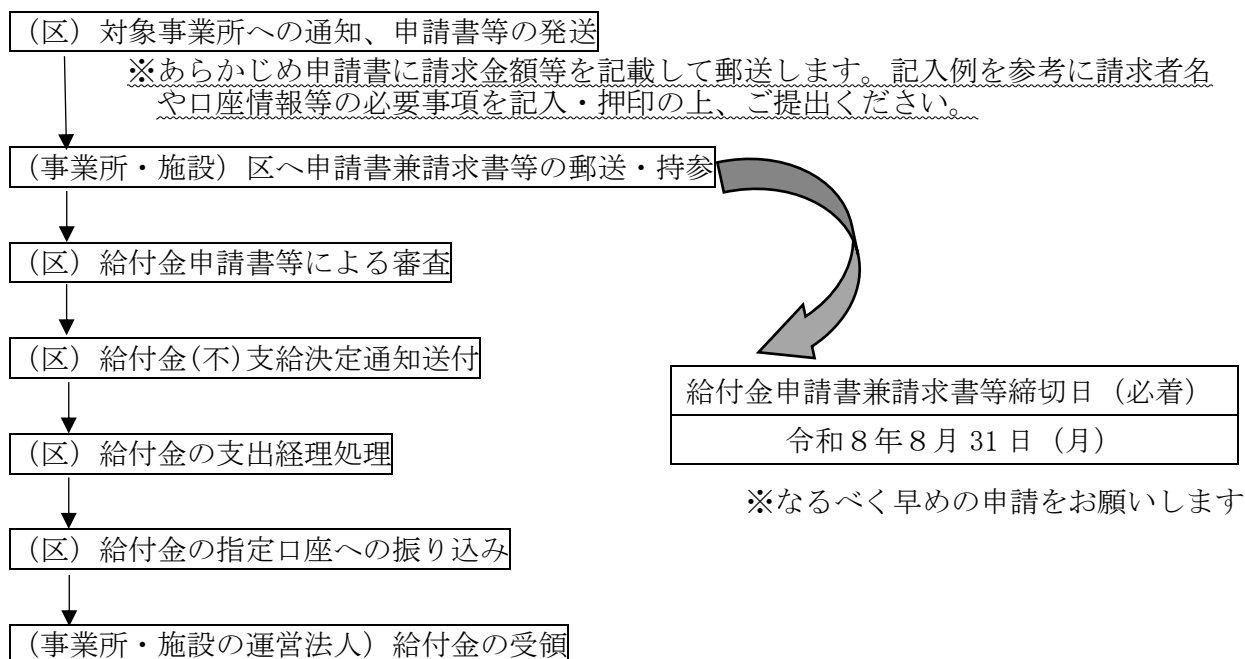
事業所ごとに申請書を作成し、運営法人代表者名で申請してください。

※ 同一所在地かつ同一建物において事業所を複数運営している場合、申請にあたって一定の要件があります。詳細についてはQ&Aをご参照ください。

■ 提出書類

- ① 練馬区施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）
 - ② 振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し
(金融機関・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分)
 - ③ 委任状（運営法人代表者の名義と異なる口座を指定する場合は必要です。）
- ※ 申請内容の確認のため、そのほかの資料の提供を求める場合があります。

■ 給付金申請の流れ・申請期限



■ 提出先・問い合わせ先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

障害福祉サービス事業所 【共同生活援助、短期入所、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援、就労選択支援、就労定着支援】	障害者施策推進課 地域生活支援担当係 1 (西庁舎 1 階) TEL : 03-5984-1387
障害福祉サービス事業所 【施設入所支援、生活介護、自立生活援助】	障害者施策推進課 地域生活支援担当係 2 (西庁舎 1 階) TEL : 03-5984-1043
障害福祉サービス事業所 【訪問系事業所、相談系事業所、児童発達支援、放課後等 デイサービス、日中一時支援事業、地域活動支援センター】	障害者サービス調整担当課 事業者支援係 (西庁舎 1 階) TEL : 03-5984-2825

※郵送または持参で提出してください。

郵送での提出の場合、同封の封筒に切手を貼付してご返送ください。

【障害福祉サービス事業者用】

練馬区施設等運営支援臨時給付金Q & A

質問・回答

Q 1 : 申請者は誰になるのか。

A 1 : 事業所ごとに運営法人の代表者が申請してください。

Q 2 : 給付金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。

A 2 : 原則として、運営法人の代表者名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や法人名義であっても他の事業所の口座は指定できません。

指定できる例) 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
社会福祉法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇〇

運営法人は事業所から遠方にあり、事業所に直接支給してほしい場合等には、委任状が必要になります。委任状はお送りした第2号様式を使用してください。

Q 3 : 定員数は、どの人数を記載して申請すればいいか。

A 3 : 令和8年1月1日現在の指定権者等への届出上の定員で申請してください。
同月2日以降に新規に開設する場合は、指定または登録時の利用定員の数とします。

Q 4 : 利用定員を変更した場合は、どの人数を記載して申請すればいいか。

A 4 : 令和8年1月2日以降に利用定員に変更があった場合、各月1日時点の利用定員をもとに支給額を再計算します。

例) 令和8年4月1日に生活介護の利用定員を変更した場合(定員15名→20名)
【その他運営費】給付基準額3,000円×定員15名×3か月÷6か月=22,500円
給付基準額3,000円×定員20名×3か月÷6か月=30,000円
→合計52,500円申請

Q 5 : 光熱費等、食材料費、その他運営費は、重複して申請できるのか。

A 5 : その他運営費は全ての事業所が対象となります。光熱費等、食材料費が支給対象になっている事業の場合は、その他運営費と重複して申請することができます。

Q 6 : 【食材料費】について、食事を提供していない共同生活援助は申請できないのか。

A 6 : 施設入所支援、共同生活援助事業所において、食事を提供していなくても食事に関する支援(相談、助言等)を実施している場合は、申請することができます。

申請する場合、申請書の1対象事業所「事業所において食事に関する支援を実施している」欄にチェック(☑)をお願いします。

Q 7 : 事業所を複数運営している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できるのか。

A 7 : 指定権者等への届出上の所在地が異なる場合は、それぞれの事業所ごとに申請することができます。同一所在地かつ同一建物の場合はQ 8を参照してください。

Q 8 : 同一所在地かつ同一建物において、請求区分が異なる施設・事業所を複数運営している場合は、それぞれの施設・事業所ごとに申請できるか。

A 8 : 同一所在地かつ同一建物において、事業所を複数運営している場合、請求区分ごとに1事業所に限り申請することができます。

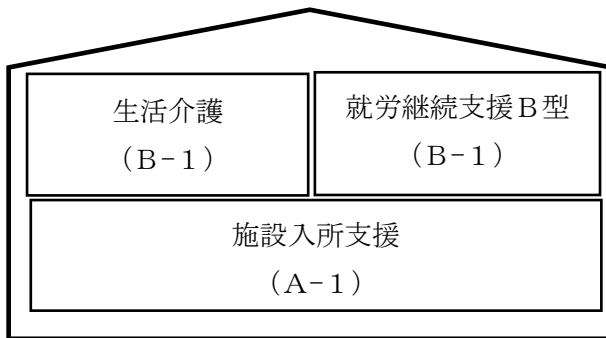
例1) 施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型を同一所在地かつ同一建物において複数運営している場合は、2つの事業所(入所系、通所系)として申請することができます。

例2) 共同生活援助、短期入所(空床利用型)、就労継続支援B型、日中一時支援事業を同一所在地かつ同一建物において複数運営している場合は、2つの事業所(入所系、通所系)として申請することができます。

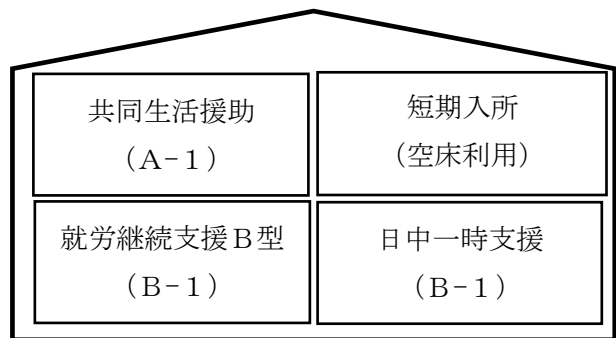
例3) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援等を同一所在地かつ同一建物において複数運営している場合は、1つの事業所として申請することができます。

例4) 居宅介護、重度訪問介護、計画相談支援、障害児相談支援を同一所在地かつ同一建物において複数運営している場合は、2つの事業所(訪問系、相談系)として申請することができます。

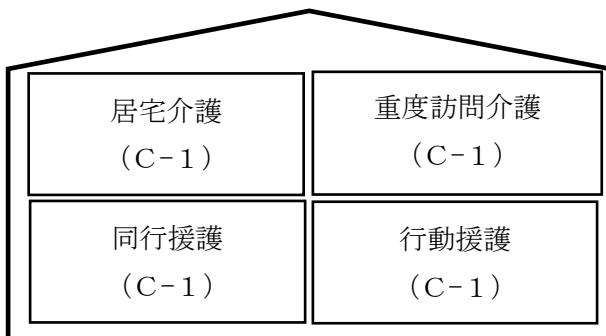
- 例1** ①施設入所支援→申請可
②生活介護→申請可
③就労継続支援B型→②と定員合算



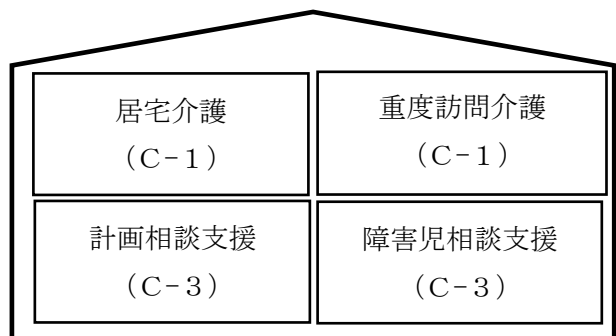
- 例2** ①共同生活援助→申請可
②短期入所(空床利用)→申請不可
③就労継続支援B型→申請可
④日中一時支援→③と定員合算



- 例3** ①居宅介護→1事業所として申請可
②重度訪問介護
③同行援護
④行動援護



- 例4** ①居宅介護→1事業所として申請可
②重度訪問介護
③計画相談支援→1事業所として申請可
④障害児相談支援



<p>Q 9 : 同一所在地かつ同一建物において、介護サービス事業所（訪問介護）と訪問系事業所（居宅介護）を運営しているが、それぞれ事業所ごとに申請できるのか。</p>
<p>A 9 : 同一所在地かつ同一建物において、訪問系事業所と訪問系の介護サービス事業所を併せて運営している場合、障害福祉サービス事業所分については本給付金の申請はできません。 この場合は、介護保険課からご案内している介護サービス事業者向けの給付金をご申請ください。</p> <p>例) 同一所在地かつ同一建物で訪問介護（介護サービス）、居宅介護、重度訪問介護を運営している場合、介護サービス事業者向けの給付金を申請</p>
<p>Q10 : 同一所在地かつ同一建物において、介護サービス事業所（居宅介護支援）と計画相談支援事業所を運営しているが、それぞれ事業所ごとに申請できるのか。</p>
<p>A10 : 同一所在地かつ同一建物において、相談系事業所と相談系の介護サービス事業所を併せて運営している場合、障害福祉サービス事業所分については本給付金の申請はできません。 この場合は、介護保険課からご案内している介護サービス事業者向けの給付金をご申請ください。</p> <p>例) 同一所在地かつ同一建物で居宅介護支援（介護サービス）、計画相談支援、障害児相談支援を運営している場合、介護サービス事業者向けの給付金を申請</p>
<p>Q11 : 同じ請求区分の複数事業所のうち1つの事業所から申請する場合、どの事業所から申請すればいいか。</p>
<p>A11 : あらかじめ区から郵送にて申請書をお送りした事業所で申請してください。</p>
<p>Q12 : 児童発達支援、放課後等デイサービスを提供しているが、どのように申請すればいいか。</p>
<p>A12 : サービスごとの利用定員を合算した定員数で申請してください。</p> <p>例) ・児童発達・放デイ合わせて10名の場合（多機能型）→定員10名 ・多機能型5名（重心）＋放デイ10名の場合→定員15名 ・児童発達10名＋放デイ10名の場合（規模別）→定員20名</p>
<p>Q13 : 日中一時支援は、どのように申請すればいいか。</p>
<p>A13 : 日中一時支援は、障害福祉サービス事業所（短期入所、就労継続支援等）と併設している場合、サービスごとの利用定員を合算した定員数で申請してください。</p>
<p>Q14 : 基準該当サービスはどのように申請すればいいか。</p>
<p>A14 : 基準該当サービス（居宅・重度訪問支援）は、【光熱費等】29,500円および【その他運営費】50,000円を申請することができます。</p>

Q15：支給対象期間は令和8年1月から6月とあるが、年度途中で事業所を新規開設、休止した場合の考え方を示してほしい。

A15：【食材料費】は、開設・休止した期間に応じて、次のとおり減額して申請してください。
なお、【その他運営費】については、年度途中で開設した場合も減額せずに基準額を申請することができます。

○支給対象期間の途中で新規に開設した事業所

【食材料費】は、開設した月から令和8年6月までの月数を6で割った数を、P1の給付額表に基づき算出した額に乗じて支給額を算出します。

【その他運営費】は減額せずに支給額を算出します。

例) 令和8年5月1日開設のグループホーム（定員5名）の場合

【食材料費】給付基準額 12,000円×定員5名×2か月÷6か月=20,000円

【その他運営費】給付基準額 3,000円×定員5名=15,000円

→合計 35,000円申請

例) 令和8年5月1日開設の生活介護（定員20名）の場合

【その他運営費】給付基準額 3,000円×定員20名=60,000円

→合計 60,000円申請

○令和8年3月から4月までの間に休止した事業所

【食材料費】は、休止した月から令和8年6月までの月数を6で割った数を、P1の給付額表に基づき算出した額に乗じて減ずる額を算出し、給付額表に基づき算出した額から差し引いて支給額を算出します。

【その他運営費】は減額せずに支給額を算出します。

例) 令和8年3月から4月まで休止するグループホーム（定員10名）の場合

【食材料費】

給付基準額 12,000円×定員10名×2か月÷6か月=40,000円 …①

給付基準額 12,000円×定員10名=120,000円 …②

120,000円-40,000円=80,000円 (②-①)

【その他運営費】給付基準額 3,000円×定員10名=30,000円

→合計 110,000円申請

※既に満額150,000円の給付を受けている場合には、40,000円の返還となります。

Q16：練馬区施設等運営支援臨時給付金の使途は、限定されるのか。

A16：給付基準額の設定は、光熱費、食材費、燃料費および消耗品等その他運営費の状況により積算していますが、この給付金の目的は、物価上昇の影響により負担が増加した施設等の運営経費を賄うためのものであるため、本事業の趣旨を踏まえて支出してください。
なお、別途補助事業へ申請している経費に充当することは認めません。

Q17：給付金の使途は限定しないということであるが、法人（事業所）で会計処理等の記録を残しておく必要があるか。

A17：本事業に係る収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管してください。
必要に応じて、区から提出を求められることがあります。

Q18 : 精算は必要か。

A18 : 不要です。

Q19 : 令和8年7月分以降は実施するのか。

A19 : 現時点では詳細は未定です。